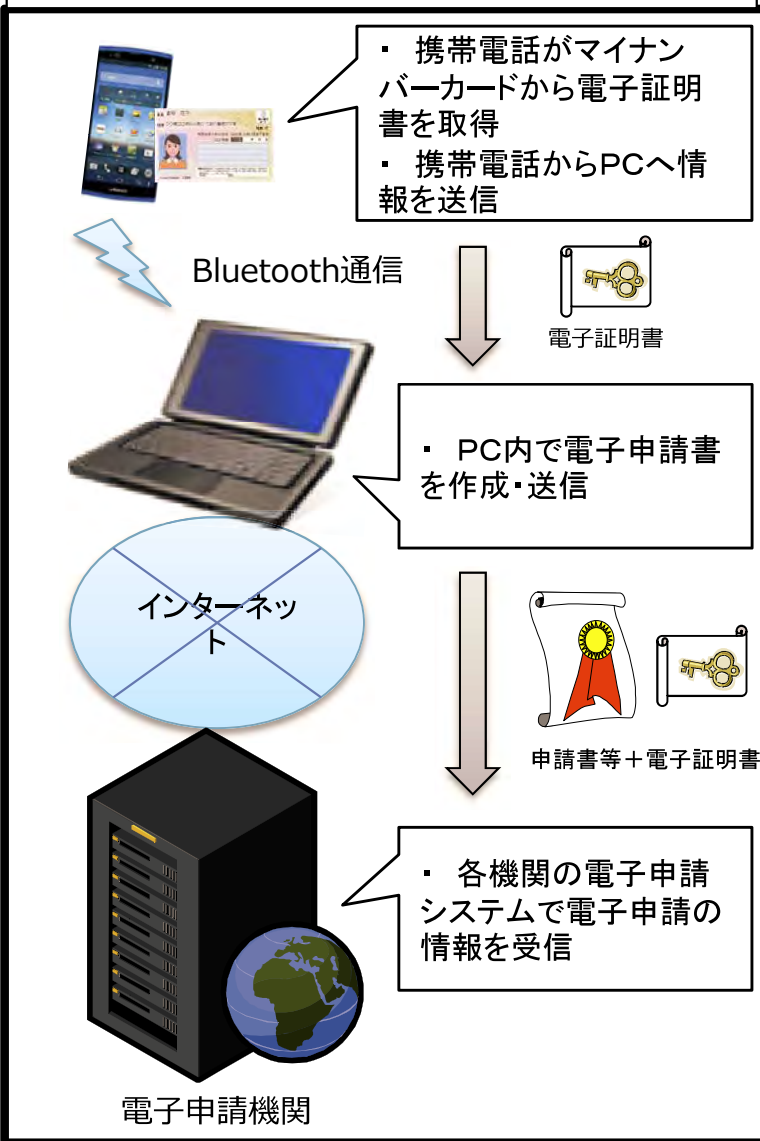


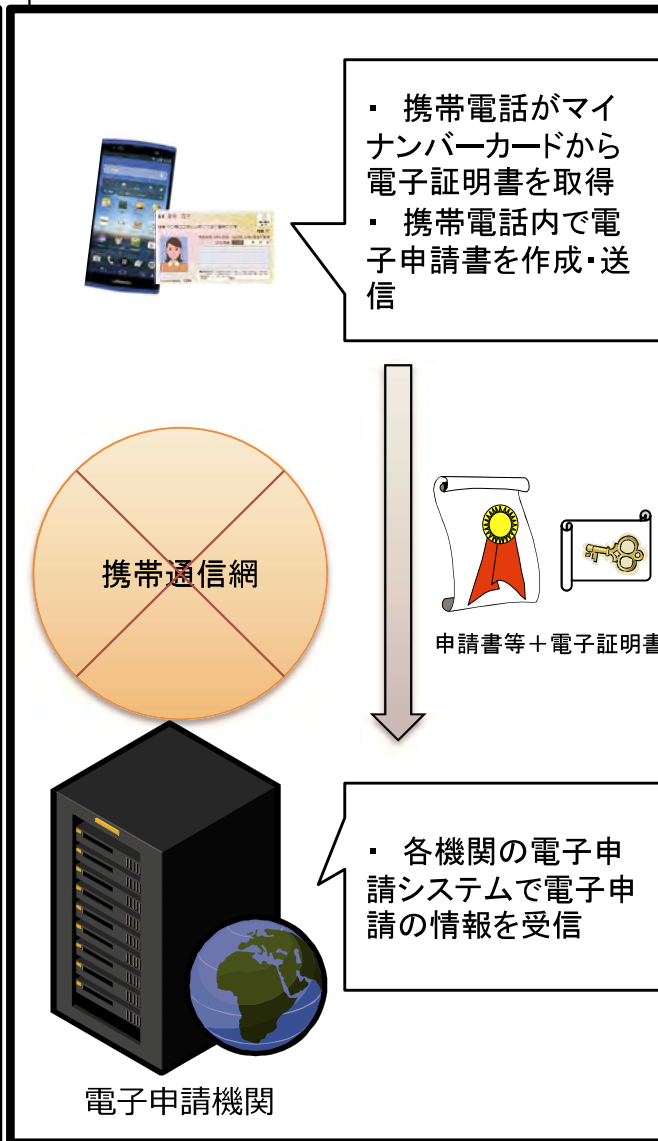
携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

平成29年9月26日
政府税制調査会
内閣官房資料

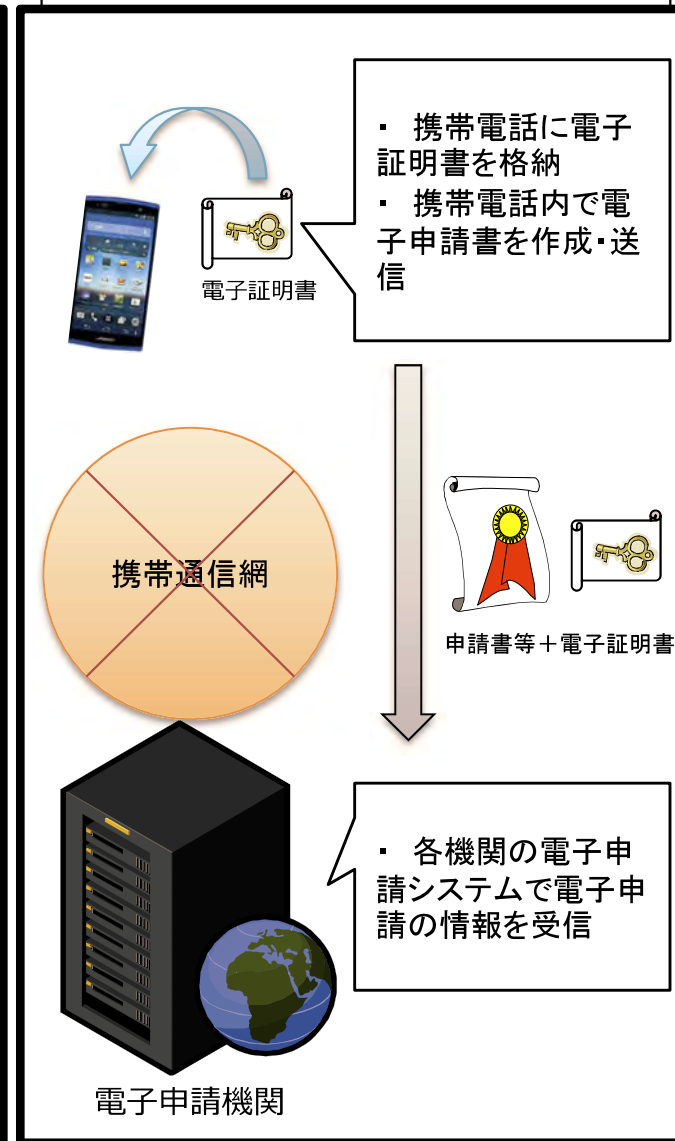
【方式1】携帯電話をICカードリーダーライタとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



【方式2】携帯電話がICカードリーダーライタとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、必要性・実現可能性について検討中。

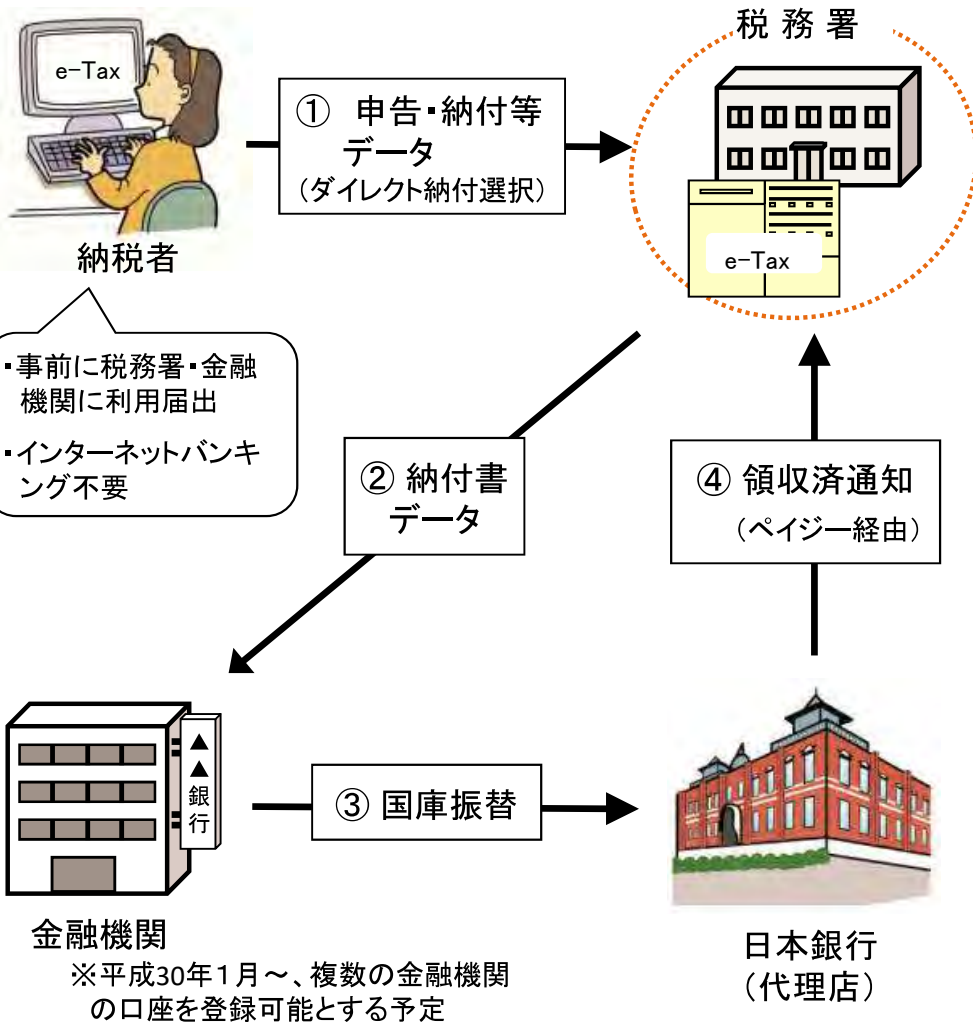
国税の納付方法

納付方法		対応税目
現金納付	金融機関又は所轄の税務署で納付（通 34）	全税目
	コンビニエンスストアで納付（通 34 の 3） ※ 納付税額 30 万円以下のみ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税） ➢ 督促・催告を行う場合（全税目） ➢ 賦課課税方式による場合（各種加算税） ➢ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）
クレジットカード納付（通 34 の 3） ※ 納付税額 1,000 万円未満のみ ※ インターネット上での手続のみ		全税目
振替納税（通 34 の 2）		申告所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税
ダイレクト納付 (事前に税務署へ届出をした上、e-Tax を利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付ができる電子納税)		全税目
インターネット バンキング、 モバイルバン キング、 ATM	登録方式 (e-Tax ソフト等を使用して納付情報データを e-Tax に登録することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方式)	全税目
	入力方式 (e-Tax に納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方式)	申告所得税、法人税、消費税
延納・物納		相続税、贈与税（延納のみ）

国税の電子納税の概要

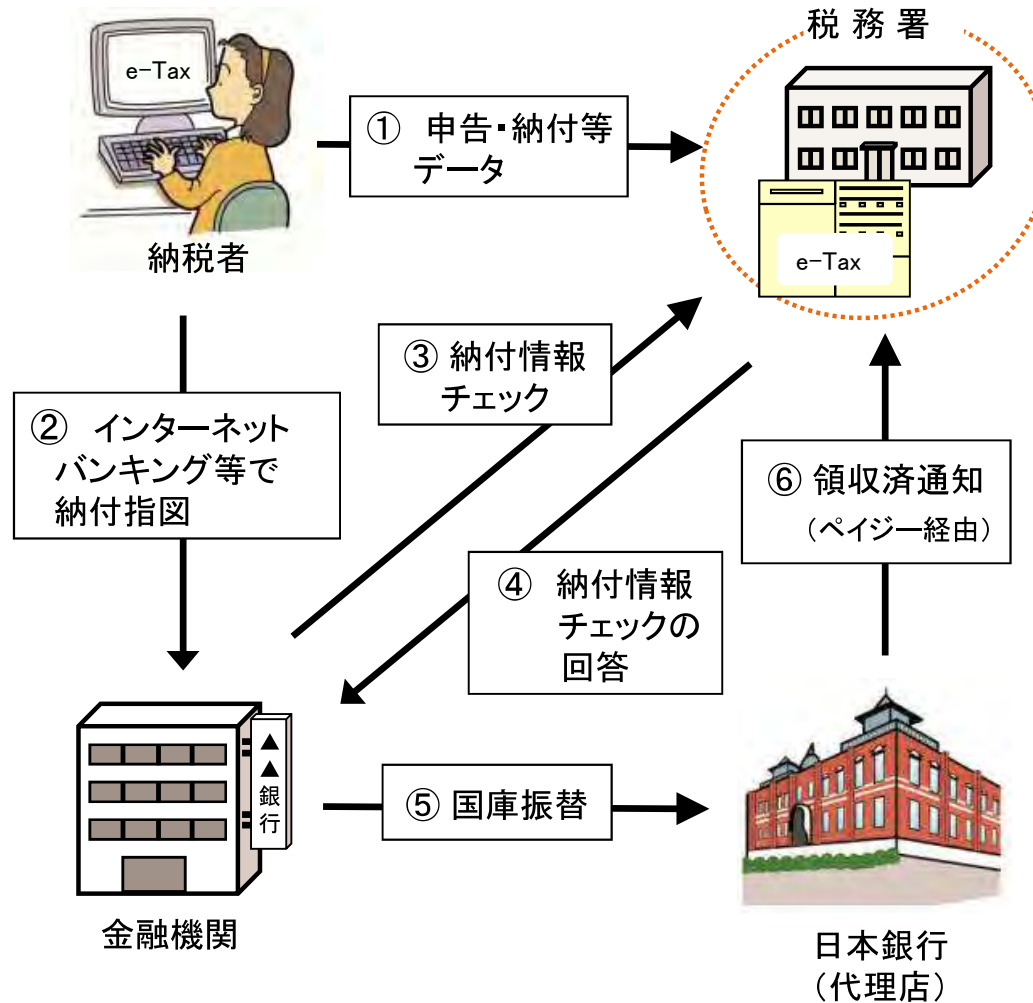
ダイレクト納付

- e-Taxを利用して申告書等を送信した後、簡単なクリック操作により、事前に指定した預貯金口座からの振替で、即時又は期日を指定して納付



インターネットバンキング等を利用した納付

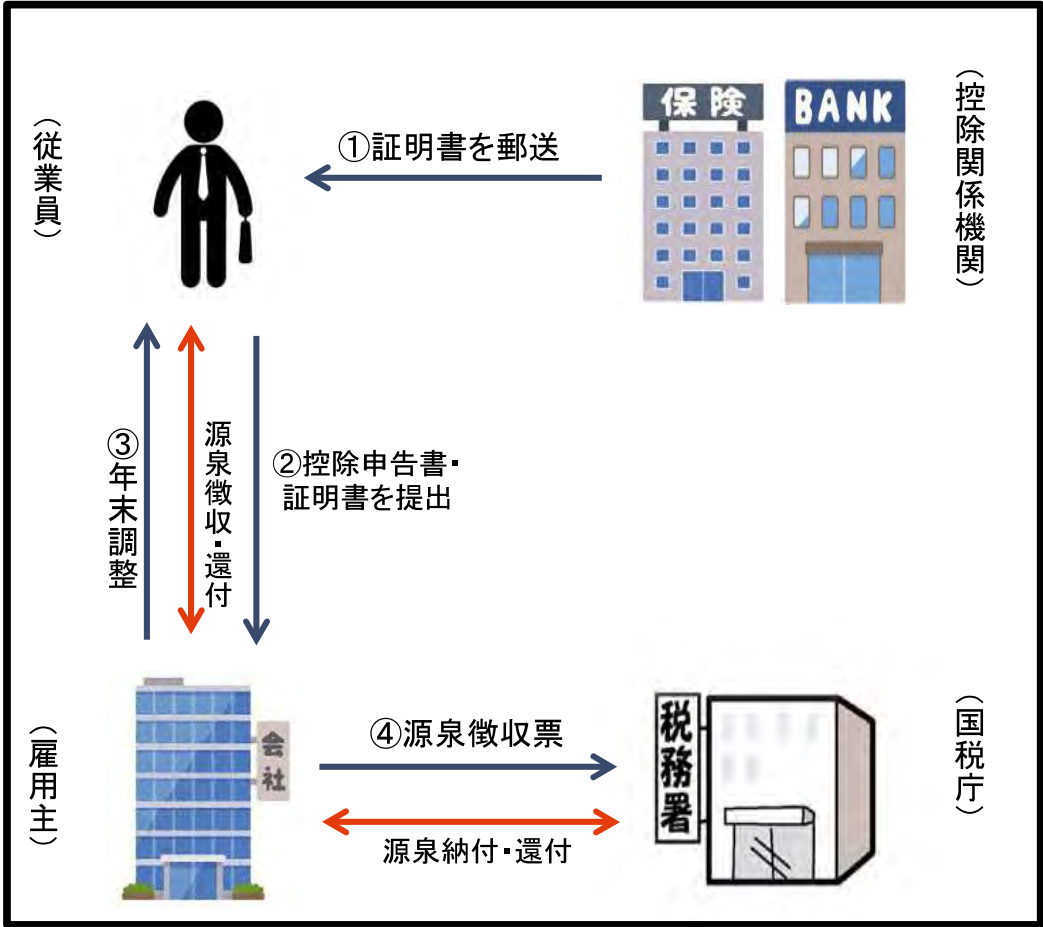
- 税目、税額等の納付情報をe-Taxに登録し、納付区分番号を取得して、インターネットバンキング等により納付【登録方式】
- 納付情報の登録は行わず、納税者自身でこれに相当する納付目的コードを作成、インターネットバンキング等により納付【入力方式】



日本における給与所得者の年末調整事務の流れ

- 年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算する仕組み。
- 年末調整を実施している者は4,300万人。扶養家族の変更や源泉徴収税額に反映されない生命保険料控除(3,100万人)、地震保険料控除(700万人)、住宅ローン控除(300万人)といった控除を年税額計算に反映させ税額を確定・精算。

【年末調整事務の流れ】



月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (市町村)
11		← 金融機関等が控除証明書を郵送 (~11月下旬)	
12		→ 控除申告書・証明書 (~12月上旬頃) ← 年末調整 (12月の給与・賞与)	
1		← 源泉徴収票 (~1月末)	→
2			
3			→ 必要に応じ確定申告 (~3月15日)
4			
5			← 個人住民税賦課決定通知 (~5月末)

(注1) 人数は国税庁「27年分 民間給与実態統計調査(1年を通じて勤務した給与所得者)」。住宅ローン控除は2年目以降の年末調整適用者である。
 (注2) 源泉徴収票の税務署への提出は、給与500万円超の者など一定のものに限る(市区町村へは全て提出)。
 (注3) 医療費控除や寄附金控除の適用を受けたい者は確定申告を行って精算する必要がある。

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がある国)

	日本	ドイツ	韓国	イギリス
給与源泉徴収	○ (1940年～)	○ (1920年～)	○ (1950年～)	○(※1) (1944年～)
年末調整	○ (1947年～)	○ (1948年～)	○ (1975年～)	○(※1) (1944年～)
対象となる 控除	生保控除等	生保控除・ 寄附金控除等(※2)	生保・医療費・ 寄附金等全ての控除	寄附金控除
金融 所得	×	×	×	利子・配当：○ CG：×
記入済申告書	×	×	×(※3)	×
【備考1】 金融所得の取扱い	分離課税 ・利子：源泉分離課税 ・配当・CG： 源泉徴収により申告不要 (申告により総合課税や分離 課税も選択可)	分離課税 ・利子・配当・CG： 源泉徴収により申告不要 (申告により総合課税も選 択可)	分離課税 ・利子・配当： 源泉徴収により申告不要 (※4) ・CG：非課税	段階的課税(※5) ・利子・配当： 年末調整により申告不要 (※6) ・CG：申告
【備考2】 課税方式	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税(※7)
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無	○	○	○	生保・医療費：× 寄附金：○

(備考)各国とも、一般的な取扱いを記載。なお、利子については預貯金の利子、株式等については上場株式等(日本の場合は特定口座を利用)を想定。

※1 イギリスにおいては、給与支払の度にリアルタイムに調整を行うことで、年末調整が不要となる仕組みに移行中。なお、導入年は、現在のPAYE制度の導入年を記載。

※2 概算控除の場合。実額控除を受ける場合は、確定申告が必要。なお、寄附金については、当局を通して事前申請することで、給与支払時の源泉徴収税額に反映させることも可能。

※3 韓国における記入済申告書は、一部の零細事業者に対して導入。また、非事業者が確定申告を行う際には、支払調書に基づく所得情報(給与や報酬等)を電子申告サイトで閲覧・利用可能。

※4 利子・配当所得の合計が一定額を超過した場合、申告義務が生じる。超過額に対しては、源泉徴収税率と総合課税の税率のうち、税額の大きい方が適用される。

※5 給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に各所得を一旦合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

※6 利子・配当所得への課税は、支払者による源泉徴収はなく、それぞれ一定額以下の場合には雇用者が給与から天引きして徴収。それぞれ一定額を超過する場合は、納税者に申告義務が生じる。

※7 イギリスは個人所得税の電子申告化を進めており(法人税は義務化済み)、電子申告の場合は申告納税だが、引き続き紙申告を選択する場合、賦課課税となる。

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がない国)

	スウェーデン	エストニア	フランス	カナダ	アメリカ
給与源泉徴収	○ (1947年～)	○ (1991年～)	×	○ (1942年～)	○ (1943年～)
年末調整	×	×	/	×	×
記入済申告書	○ (1995年～)	○ (2001年～)	○ (2006年～)	○(※1) (2015年～)	×
給与所得	○	○	○	○	/
金融所得	利子・配当:○ CG: × (※2)	利子:○ CG: × (※2)	利子・配当:○ CG: ×	利子・配当:○ CG: × (※2)	/
【備考1】 金融所得の取扱い	分離課税 ・利子・配当・CG: 申告	総合課税 ・利子・CG: 申告 ・配当: 非課税	総合課税 ・利子・配当・CG: 申告	総合課税 ・利子・配当・CG: 申告	総合課税(利子) 段階的課税(配当・CG) (※3) ・利子・配当・CG: 申告
【備考2】 課税方式	賦課課税	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無	×	生保・医療費: × 寄附金: ○	生保・医療費: × 寄附金: ○	生保: × 医療費・寄附金: ○	生保: × 医療費・寄附金: ○

(備考)各国とも、一般的な取扱いを記載。

※1 電子申告を行う場合のみ記入済申告書による申告が可能。

※2 一定の株式の売却金額は記入済申告書に反映されるが、取得価額は反映されない。

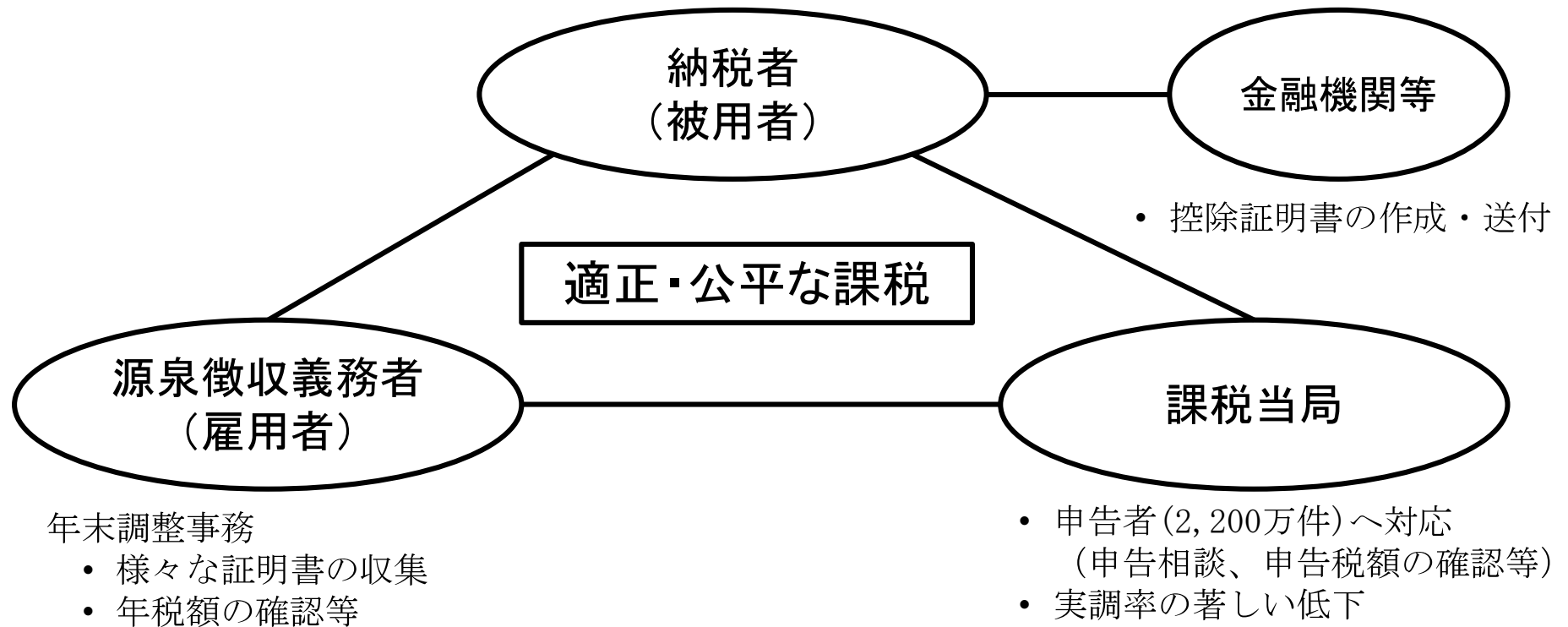
※3 アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

被用者の納税に係る事務負担の在り方(イメージ)

源泉徴収・年末調整制度は、租税原則、人口規模、課税体系(金融所得の課税上の取扱い等)を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系等を有する諸外国でも採用・継続されている制度。

被用者の納税事務を取巻く現状

- 申告納税制度の下、確定申告義務あり
- 年末調整により、多くの者が確定申告が不要



年末調整制度について、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者・雇用者・課税当局等の社会全体のコストがネットで削減されるものとする必要。